

○石川海区漁業調整委員会委員選挙投票区の設置について

(平成22年8月20日選挙管理委員会告示第108号)

改正 平成28年6月2日選挙管理委員会告示第17号

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により石川海区漁業調整委員会委員選挙につき、市の区域を分けて次のとおり投票区を設けた。

平成19年2月2日輪島市選挙管理委員会告示第1号は、廃止する。

投票区名	投票区の区域
第1投票区	河井町、マリンタウン、鳳至町、海士町、輪島崎町、新橋通、堀町、水守町、釜屋谷町、中段町、小伊勢町、二ツ屋町、宅田町、稲屋町、長井町、山本町、房田町、下黒川町、上黒川町、二俣町、別所谷町、滝又町、空熊町、縄又町、美谷町、鶉入町、光浦町、二勢町、気勝平町、平成町、杉平町、山岸町、横地町、石休場町、山ノ上町、熊野町、打越町、市ノ瀬町、東中尾町、西脇町、北谷町、塚田町、久手川町、稲舟町、惣領町、大野町、大和町 三井町の内 長沢、小泉、漆原、新保、細屋、内屋、市ノ坂、洲衛、坂田、与呂見、仁行、中、本江、渡合、興徳寺、三洲穂
第2投票区	深見町、白米町、野田町、名舟町、尊利地町、小田屋町、里町、渋田町、西院内町、東印内町、忍町、東山町、西山町
第3投票区	上山町、西二又町、上大沢町、大沢町、赤崎町、小池町、下山町
第4投票区	町野町の内 広江、寺地、敷戸、南時国、西時国、曾々木、大川、伏戸、東大野、川西、真喜野、金蔵、井面、桶戸、徳成、徳成谷内、東、真久、麦生野、北円山、佐野、舞谷、寺山、鈴屋、粟蔵、大久保
第5投票区	門前町の内 劔地、大泊、腰細、赤神、馬場、上代、黒岩、入山、渡瀬、大釜、館分、飯川谷、切狭、西中谷、清沢、滝町、馬渡、久川、窠、神明原、木原月、藤浜、池田、南、是清、北川、千代、中田、鍛冶屋、新町分、椎木、小山、大切、白禿、江崎、二又、山是清、黒島町、道下、鹿磯、深見、六郎木、勝田、大生、門前、清水、走出、和田、高根尾、本市、栃木、深田、広瀬、日野尾、鬼屋、館、広岡、西中尾、小滝、上河内、猿橋、小石、植戸、風原、貝吹、原、長井坂、荒屋、定広、地原、東大町、別所、百成、堀腰、平、二又川、内保、鑓川、能納屋、谷口、俊兼、四位、嶺、滝上、本内、浦上、西円山、宮古場、八幡、田村、山辺、浅生田、安代原、中野屋、皆月、五十洲、吉浦、矢徳、中谷内、大滝、鶉山、小杉、餅田、百成大角間、井守上坂、薄野、暮坂、樽見